

# 入札者心得

- 第1 競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、入札説明書、富山県企業局の契約に関する規程（昭和63年富山県公営企業管理規程第5号）及びこの心得を守らなければならない。
- 第2 入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を担当者に提出しなければならない。
- 第3 入札者は、入札説明書、仕様書、契約書（案）等の関係書類を熟覧のうえ、所定の様式を標準とする入札書により入札しなければならない。
- 第4 入札者は、開札に立ち会わなければならない。
- 第5 いったん提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
  - (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
  - (3) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がない入札
  - (4) 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金の納付額が不足する者のした入札又は入札保証金の免除を受けなかった者のした入札で入札書に入札保証金納付証明書の添付のないもの
  - (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札書を提出した場合の入札
  - (6) 代理人が2人以上の入札者の代理をした入札
  - (7) 指定された日時までに指定された場所に入札書が到達しなかった入札
  - (8) 無権代理人がした入札
  - (9) その他入札に関し不正行為があった者のした入札